



# 埼玉県報

第215号  
令和3年(2021年)  
6月8日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則(共助社会づくり課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(共助社会づくり課)

### 告示

- 埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託に関する契約の相手方等の公示(国保医療課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)

## 規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十七号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十四号まで及び様式第十六号から様式第二十二号までの規定中「㊦」を削る。

第二条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

様式第二号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第二十号を次のように改める。

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の役員報酬規程等を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、次の書類〔2部〕を添付すること。
  - (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法第55条第1項）  
＜提出しない場合＞  
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 \_\_\_\_\_年度  
最後に職員給与規程を提出した事業年度 \_\_\_\_\_年度
  - (2) 次の事項を記載した書類（法第55条第1項）
    - ① 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - ② 前事業年度における次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - ロ 役員等との取引
    - ③ 前事業年度の寄附者（当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
    - ④ 前事業年度の役員等に対する報酬又は給与の状況
      - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
      - ロ 給与を得た職員の総数及び総額に関する事項
    - ⑤ 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
    - ⑥ 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
  - (3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも

該当していない旨を説明する書類（法第55条第1項）

## 附 則

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十八号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「のうち、受入寄附金総額」を「のうち、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下この号、第四号及び第七条第二項において同じ。）の額の総額を控除した金額」に、「にあつては、受入寄附金総額」を「にあつては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額」に改め、同項に次の号を加える。

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

第三条第一項中「第一号に」を「第一号及び第四号に」に改める。

第七条第二項中「三千元以上」の下に「（寄附金の額の総額に休眠預金等交付金関係助成金が含まれる場合にあつては、当該総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額が三千元以上）」を加える。

第十九条中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

第二十二条第一項第三号口中「役員等をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口に係る部分を除く。）

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

第二十三条中「第五号」を「第五号ロ」に改める。

様式第一号及び様式第三号から様式第七号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第二条第一項第一号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、第三条第一項及び第七条第二項の改正規定並びに様式第一号及び様式第三号から様

式第七号までの改正規定は公布の日から、第十九条、第二十一条第一項第三号ロ、同項第五号及び第二十三条の改正規定は令和三年六月九日から施行する。

（指定又は指定の更新の基準に関する経過措置）

2 この規則の施行前に埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号。以下「条例」という。）第三条第一項に規定する申出、条例第十五条第一項に規定する届出又は条例第九条第一項に規定する報告をした者のこれらの申出、届出又は報告に係る基準については、なお従前の例による。

（作成すべき書類に関する経過措置）

3 改正後の第二十二条第一項第五号の規定は、指定特定非営利活動法人（条例第二条第二項に規定する指定特定非営利活動法人をいう。以下この項において同じ。）が令和三年六月九日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

（改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

4 この規則による改正前の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
40,695,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条1  
項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県保健医療部国保医療課国保企画担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社キャンサーキャン 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 5 契約金額  
132,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第七百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一―五―一 外 計百十三者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一―五―一 外 計百七者

### ハ 変更年月日

令和三年五月二十五日 外

### ニ 届出年月日

令和三年五月二十四日

### 二 縦覧期間

令和三年六月八日から令和三年十月八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年六月八日から令和三年十月八日まで

### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第七百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

埼玉県川口市東川口三丁目一番六号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 代表取締役 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年三月一日

#### ニ 届出年月日

令和三年五月二十五日

### 二 縦覧期間

令和三年六月八日から令和三年十月八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年六月八日から令和三年十月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課